

第 10 回猪名川部会 (2002.3.04 開催) 結果概要 (暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年3月4日(月) 17:00～20:00

場 所：ホテルニューアルカイク 3F 鳳凰

1 決定事項

- ・ 予備日として予定されていた4月8日(月)の猪名川部会は開催しないこととする。
- ・ 本日の部会で出た意見を、庶務が「中間とりまとめ(案)」に反映させて、各委員に送付し、それに対する各委員からの意見を取りまとめて、猪名川部会としての「中間とりまとめ(案)」を確定させ、4月11日(木)の合同勉強会に提出する。
- ・ 4月11日には、合同勉強会後に集まり、合同勉強会で出された意見への対応や他部会の中間とりまとめ内容との調整を図る。

2 審議の概要

中間とりまとめについて

資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」を用いて、作業部会からの報告が行われた後、猪名川の特性、課題・問題点、理念・目標、整備の方向性などその内容全般について意見交換が行われた。

- ・ 「理念、目標」については、「自然」、「共生」、「受忍」等の言葉の意味や使い分け等に関する議論が行われた。
- ・ 「整備の方向性」については、レベルの設定の重要性、環境の定量的評価の仕組みや妥当性等に関する議論が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 その他確認事項

特になし。

4 主な意見

<治水、利用、環境（境界・融合領域）>

- ・ 生物を生かし、自然環境も保全し、洪水も防げる技術がないのか。そういった技術を提供しないで、住民だけが洪水を受忍するというのは、ナンセンスではないか。
- ・ 現在の治水技術と河道幅で戦後最大の洪水に対応しながら、自然とのバランスをとってゆくのは無理ではないか。治水と環境のバランスをとるための根本的な解決方法は引提しかない。

<整備、計画のあり方>

- ・ 国土交通省は環境問題をダム建設と同等に自分たちの仕事と考えて、しっかりと予算を請求して実施してゆくべき。

<事業のあり方>

- ・ 多自然型工法等の環境に配慮した従来の技術について、何の評価もなされていない。こういった技術が環境に対して有効だったのかどうかという評価をする必要がある。また、その評価を公表する仕組みも必要である。

<市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）>

- ・ 行政だけが治水・利水・環境の問題に取り組んでいくのではなく、「自然には限界がある」ということが市民が切実に感じられるような取り組みも必要である。
- ・ 行政は、市民のボランティアの力を借りて施策を実施してゆくことも考えてみるべき。市民と話し合いながら合意を生み出してゆけば、市民側にも社会に貢献することによって経済的な価値以上の心の豊かさを得られるのではないか。

<治水の方向性、考え方>

- ・ 洪水の受忍を住民に対して説得してゆくためには、浸水被害の地域格差を解決する必要がある。現状では、立ち退き要請、輪中による対応、補償制度といったソフト面での対応が考えられる。
- ・ 土地利用の規制等の法制度の整備についての検討だけではなく、古くなって必要のなくなった法律の廃止も考えてゆかなければならない。
- ・ 治水対策のレベルを決める際には、治水だけを切り離して決定するのではなく、環境面も組み込んだ上で全体として考えてゆかなければならない。そのためには、環境を数量化して評価する仕組みも必要になってくるだろう。

<ソフト面での防災>

- ・ 「従来の水防団と違った、どのような防災組織であれば、今後どう川を守ってゆけるのか」といった具体的な議論が必要。

<環境の方向性、考え方>

- ・ 「自然との共生」は、人と自然の境をはっきりさせ、それぞれの領域を侵さないことではじめて成り立つものである。

- ・ 「自然との共生」は人間が育つ上でとても大切なこと。特に子供は、大人が感じるよりも近い感覚で自然を認識し、そこから多くを学んでいる。
- ・ 自然は、原始林等の大自然、人間と自然の力が均衡している里山的な自然、都市部の公園のような人間が作り出した自然の3つに分けられる。それぞれの質の違いを認め、付き合い方を変えていかなければならない。
- ・ 自然と人間を判然と区別することはできない。例えば、「ものを食う」ということは自然環境を自ら取り込むことであり、自然の中の一部を強調したものが農業である。
- ・ 一般的には「自然との共生」は「自然とともに暮らしてゆく」という感覚で用いられている。確かに、本来の意味とは懸け離れているかもしれないが、「自然のために自分の生活を制限する」という考え方に変わってゆくためにきっかけにはなる。
- ・ 環境は金銭では評価できないのではないか。かといって、金銭評価をしなければ、洪水時の被害コストを算出できないことも確か。ここに問題点があるのではないか。

<水量、水質>

- ・ 炭による水質浄化は、日常生活だけではなく、大規模な水質処理施設でも十分流用可能なので、取り組んでみてはどうか。炭が大量に必要なになってくれば、炭焼きの伝統技術の養成、炭の原料確保のための森林の管理、源流部の管理にも繋がってゆくのではないか。

<中間とりまとめ(案)への注文事項>

[理念・目標 基本認識]

- ・ P6 <自然からの影響の受忍：自然と上手に付き合う>について。「耐え忍ぶ」とことと「自然とうまく付き合う」とことの間連について分かりやすく説明する必要がある。
- ・ 「受忍する」という言葉の主語は、国なのか市民なのか。今の市民のレベルは「受忍」でできるレベルには達していないのではないか。

[理念・目標 目標と将来像]

- ・ P9 タイムスパンの問題について。30年後の目標と100年後の目標が混在しているので、整理する必要がある。例えば、「十分な河道幅持たせる」のは100年後、「生物のコリドーとなる」は既に一部達成されている。

[整備の方向性 総合的な対応]

- ・ 猪名川では「環境」という言葉には「自然環境」だけではなく「文化環境」も含まれているので、P10 3-1は「治水、利水、環境、文化伝統を含めた総合的対応」としてはどうか。
- ・ P10 3-1 「今後30年だけでなく、50年後、100年後を見越した段階的な対応」にした方がよい。
- ・ P10 3-1 「河川管理者だけでなく関係省庁、部局を含めた対応」とあるが、具体的にどういった部局を指し、今後どうやって巻き込んでいくつもりなのか。言葉としてではなく、その実態がなければならない。
- ・ 環境の評価指標の作成に関して、P10 3-1 で一項目として取り上げてもよいのではないか。

[整備の方向性 災害への対応と防災意識の向上]

- ・ P10 3-2 (2) 対応方向 には「狭窄部については原則として開削は行わず」と断定的に書かれているが、川西市の多田地区の狭窄部について、現在既に県の方で工事が行われている。その辺りの整合性を配慮していかなければならない。

[整備の方向性 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用]

- ・ P11 3-3 に外来種対策や高水敷の切り下げ等、具体的に実現可能な対策を追加してゆく必要がある。

[その他]

- ・ 中間とりまとめ(案)には、どのレベルの越水・濁水を想定するのか、明確に書かれていないため、実効性に欠けている。
- ・ 中間とりまとめ(案)全体について言えることだが、具体的な記述に欠けている箇所が多数ある。具体的なデータや数値がわかっている部分については、書き込んでいき、実態が把握できるように整理すべき。

以上